

審査の概要

I 絶対審査

株式会社囲碁将棋チャンネルほか32者(59番組)の申請番組については、29者(54番組)が、

- ① 放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第93条第1項及び第2項
- ② 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)
- ③ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(平成23年総務省令第82号)
- ④ 放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号。以下「審査基準」という。)第6条及び別紙2(第6条関係)

の各規定(以下「絶対審査基準」という。)に適合するものと認められ、4者(5番組)が、放送法第93条第1項第4号に適合しないものと認められた。

この結果、絶対審査基準に適合した申請番組に対し指定することのできる周波数が不足することとなったため、審査基準第7条、第8条及び別紙3(第7条関係)の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

II 比較審査

絶対審査基準に適合した29者(54番組)の申請番組(HDTV番組27者(32番組)、SDTV番組19者(22番組))を対象に以下のとおり比較審査を行うこととなった。

(1) 第一次比較審査(審査基準別紙3(第7条関係)「2」)

審査基準別紙3(第7条関係)「2」の規定により、4つの審査項目のいずれにも適合していると認められる申請番組を優先することとした。審査の結果、絶対審査基準に適合した全ての申請番組は、4つの審査項目のいずれにも適合しており、全ての申請番組が優先されることとなった。

(2) 第二次比較審査(審査基準別紙3(第7条関係)「3」)

① 12スロット以上返上するHDTV番組の審査

審査基準別紙3(第7条関係)「4」(1)の規定により、既存の放送番組の廃止等により12スロット以上の周波数を返上して、既存の放送番組のHD化を希望する2者(3番組)の申請番組を優先して認定することとした。

② 上記①による認定後のHDTV番組の審査

上記①の審査により2者(3番組)の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があつたため、審査基準別紙3(第7条関係)「4」(2)の規定により、上記①の

認定後の残りの周波数、上記①の認定に伴い返上された周波数及び本号の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、HDTV番組を希望する申請番組を優先して審査基準別紙3（第7条関係）「3」の規定に基づく比較審査を行った（別紙3-1参照）。審査の結果、HDTV番組を希望する7者（7番組）の申請番組を認定することとした。

③ SDTV番組の審査

なおSDTV番組に指定することのできる周波数があったため、残りの周波数及び本号の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、審査基準別紙3（第7条関係）「4」(3)の基準に定められる順序により、審査を行った。審査の結果、SDTV番組を希望する18者（21番組）のうち、既存放送番組の画質向上を目的とする2者（2番組）の申請番組を認定することとした。

また、上記の申請番組を認定しても、なおSDTV番組に指定することのできる周波数があったため、残りの周波数を対象に、審査基準別紙3（第7条関係）「3」の規定に基づく比較審査を行った（別紙3-2参照）。審査の結果、SDTV番組を希望する2者（2番組）の申請番組を認定することとした。